施工実績も認める。）（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。また、下記①㋐から㋒、②㋐から㋒については、同一建物の施工実績とする。

①　単体企業、経常建設共同企業体（甲型）及び特定建設工事共同企業体の代表者にあっては、下記㋐から㋒の要件を満たす新設工事

㋐　建物用途　事務所・庁舎、情報通信施設、研究施設、研修施設・学校、医療施設及び劇場・会議場又はこれらの類似施設

㋑　建物規模　延べ面積　3,000㎡以上

㋒　工事種別　電灯設備及び火災報知設備（機器、配線等、試験及び調整を含む工事一式を施工していること。）

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、下記㋐から㋒の要件を満たす新設工事

㋐　建物用途　事務所・庁舎、情報通信施設、研究施設、研修施設・学校、医療施設及び劇場・会議場又はこれらの類似施設

㋑　建物規模　延べ面積　1,000㎡以上

㋒　工事種別　電灯設備（機器、配線等、試験及び調整を含む工事一式を施工していること。）

③　当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。また、当該施工実績が評価対象工事に係るものにあっては、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記③「当該施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

④　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、代表者を含む構成員の何れか１社が上記①の要件を満たす実績を有すること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。専任の要否は関係法令による。

①　電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成23年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること。甲型又は乙型の共同企業体構成員の技術者として従事した施工経験については、共同企業体構成員が以下のいずれかに該当するものに限る。（民間工事の施工経験も認める。）

・甲型共同企業体については、構成員の出資比率が20％以上であること。

・乙型共同企業体については、構成員が施工を行った分担工事のものであること。

ただし、建築一式工事における施工経験は含まない。また、下記㋐⒜から⒝、㋑⒜から⒝については、同一建物の施工経験とする。

㋐　単体企業、経常建設共同企業体（甲型）及び特定建設工事共同企業体の代表者にあっては、下記⒜から⒝の要件を満たす新設工事

⒜　建物規模　延べ面積　1,000㎡以上

⒝　工事種目　電灯設備（機器、配線等、試験及び調整を含む工事一式を施工していること。）

㋑　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、下記⒜から⒝の要件を満たす新設工事

⒜　建物規模　延べ面積　1,000㎡以上

⒝　工事種目　電灯設備（機器、配線等、試験及び調整の一部を施工した経験も認める。）

㋒　当該施工経験が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。また、当該施工経験が評価対象工事に係るものにあっては、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。ただし、申請書及び確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記㋒「当該施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

㋓　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、代表者を含む構成員の何れか１社が上記①及び②㋐の要件を満たす経験を有すること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。

④　主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修了証を有する者も要件を満たすものとする。

⑺　申請書及び確認資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑽　経常建設共同企業体（甲型）及び特定建設工事共同企業体にあっては、全ての構成員が、⑴及び⑺の要件を満たしていること。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次の④の技術提案を受け付け、下記①から④と価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　ワーク・ライフ・バランスの推進制度に関する評価

③　賃上げの実施に関する評価

④　技術提案

指定テーマ１：本工事の施工時における品質確保対策及び施工円滑化について配慮すべき事項

指定テーマ２：本工事におけるＩＣＴ活用等による生産性向上に資する事項

⑵　総合評価の方法

①　標準点　本工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点100点を与える。

②　施工体制評価点及び加算点　入札価格及び技術資料（上記⑴②、③及び④。以下「技術資料」という。）の内容に応じ、上記⑴①の評価を行い施工体制評価点を与え、また技術資料の評価項目毎に評価を行い、加算点を与える。なお、施工体制評価点の最高点数は30点、加算点の最高点数は63点とする。

③　入札価格及び技術資料に係る総合評価

標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。なお、上記②及び③の評価項目の詳細及び加算点の算出方法は入札説明書による。

⑶　落札者の決定方法

①　入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。

㋑　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

②　上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじを行い落札者を決める。